

告示

埼玉県告示第九百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン大井店

埼玉県ふじみ野市ふじみ野一丁目二番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八六二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七九九台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）立体駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第一駐車場 午前六時三十分から午後十時

第三駐車場 午前六時三十分から午後八時三十分（土日繁忙期

のみ使用）

ただし、第一駐車場及び立体駐車場に関しては、映画館利用者

の利用終了時刻は翌日午前〇時三十分

（変更後）立体駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第一駐車場 午前六時三十分から午後十時

ただし、映画館利用者の利用終了時刻は翌日午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十六年二月二十八日

二 届出年月日

平成二十五年六月二十七日

二 縦覧期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年十一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年十一月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課